

はじめに

著者	山西 良平, 佐久間 大輔
図書名	日本の博物館のこれからII 博物館の在り方と博物館法を考える
開始ページ	1
終了ページ	2
出版年月日	2020-08-31
URL	http://doi.org/10.20643/00001479



はじめに

大阪市立自然史博物館外来研究員・西宮市貝類館顧問
大阪市立自然史博物館

山西良平
佐久間大輔

日本博物館協会は2000年に「対話と連携」をキーワードとする博物館運営指針を策定して実践を呼びかけ、その後の国内の博物館の事業・運営に少なからぬインパクトを与えてきた。筆者らは日本学術振興会による科学研究費の助成を受け、『対話と連携の博物館』の実践的総括に基づく博物館運営の新たな指針の構築に向けて」をテーマとした調査研究（基盤研究（C）、課題番号 26350396、2014－2016年度）の過程で得られた論議の成果を「日本の博物館のこれから」として2017年に刊行した。当時は、日本博物館協会が博物館登録制度の抜本的改正に向けて「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書を、また同時期に日本学術会議も提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」を発表するなど、懸案となっていた博物館法の抜本改正が待たれていた時期であった。

しかしながら博物館法は棚上げのまま、2017年の文化芸術基本法の改正、翌年の文化財保護法の改正、文部科学省設置法の改正による博物館行政の文化庁への移管など、その時期以降の国による新たな博物館施策の展開は目まぐるしく、このような動きに対応するためには、博物館関係者間での情報・意見交換の場の必要性が切実なものとなっていた。そこで筆者らは、2018年度に採択された科研費事業「博物館評価の構造的枠組の創出と博物館界による独自の認証制度の開発」（基盤研究（C）、JP18K01115、2018-2020年度、研究代表者：山西良平、研究分担者：佐久間大輔）の一環として、半田昌之（日本博物館協会）、佐々木秀彦（東京都歴史文化財団）両氏の協力を得て研究会を開催することとした。研究会の名称は「博物館の在り方を考える研究懇談会」とし、博物館行政に関わる近年の状況変化に対する博物館側の対応と今後の博物館の在り方について幅広く議論する場として関係者に参加を呼びかけ、2018年秋以降計6回の会合を開催した（2020年春以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催を見合わせている）。当初は、博物館行政の所管が文化庁に移ったことから博物館法抜本改正の新たな機会が訪れたという情勢認識のもとに、法改正に向けて検討すべき課題の洗い出しが行われ、その後、多岐にわたる意見交換がなされた。

本誌はこのような科研費事業の中間的な成果物として刊行するものである。研究懇談会参加者および関係の方々に「日本の博物館の在り方」に関係する内容で、できるだけ博物館法との関わりについて言及していただくこととして執筆をお願いした。冊子全体としては特定の方向を目指すものではなく、さまざまな見解の集合体（ワーキングペーパーの束）として編集したものである。したがってここに掲載されている論考はいずれも上記の共通の問題意識のもとに執筆されているが、論点に応じて「博物館の役割・機能と博物館法」、「行動規範・倫理と評価」、「人材育成と学芸員制度」の三部構成とした。

その結果、内容が先の科研費事業の報告書「日本の博物館のこれから」と通底するものとなったことから、本誌のタイトルは「日本の博物館のこれから II」とし、スタイルもそれを引き継ぐものとさせていただいた。読者には、博物館法を中心として登録制度、学芸員、倫理・行動規範、評価などに関わるさまざまな提言が散りばめられている論集として読んでいただければ幸いである。

執筆いただいたの方々には、依頼をしてから完成までに約一年半を費やしてしまったことについて、編者らの怠慢によるものとしてお詫び申し上げます。その間、博物館を取り巻く環境は急激に変化した。

1) 2019年秋のICOM京都大会の開催は日本の博物館界の空気を換えるような大きなインパクトを与えた。せつかくの空気がその後のコロナ禍で封印された感があるが、成果については、すでに博物館研究 vol.55 別冊「ICOM 京都大会 2019 特集」(2020.4)などにおいて詳しく紹介され、論じられている。今後、博物館の定義をはじめとして大会で論議されたさまざまな課題を受け止め、レガシーとともに発展させていくことが求められている。

2) 行政面においては文化観光推進法が2020年春に制定・施行され「博物館を中核とした文化クラスター推進事業」が募集されるなど、文化庁への移管を契機とした新たな博物館振興策が引き続き展開されている。そのような中で文化審議会の中に博物館部会が設置された。部会のミッションは「博物館の振興に関する事項」の審議であるとされている（博物館部会の設置について、2019年11月1日、文化審議会決定）が、「博物館の制度と運営に関する幅広い課題」についても「一定の期間をかけて整理・検討してはどうか」との提起がなされている（第1期博物館部会（第1回）資料3：博物館部会において議論いただきたい事項）。博物館法や博物館の在り方についての博物館界における論議を、今後の政策形成に反映させる重要な機会として捉えていきたい。

3) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより世界中の博物館は未曾有の危機に直面することとなった。国内の博物館も3月以降は長期の休館と事業の休止を余儀なくされ、再開後もさまざまな制約のもとでの活動を強いられているが、そのような中でコロナ禍を踏まえた博物館の在り方が問われている。

本誌がこのような最近の変化を取り込むことができている点についてはご了解とご容赦をいただきたい。コロナ禍の収束が見通せない中ではあるが、国による新たな振興策や地域・社会からの多様なニーズに博物館が十分に答えていくためには、あらためて博物館法を正面に据え、本誌でも提起されているさまざまな社会的役割・機能を条文に落とし込んだ新しい博物館法の姿について、関係者の間で論議を深め、近い将来に期待される法改正に反映させていくことが望まれる。このことを視野において本科研費事業における調査研究を継続していきたいと考えている。